

団体生命保険

団体定期
保険

2025年10月版

◆死亡保障・高度障がい保障

商品内容のご説明

配当金について

2024年度(*1)の配当還元率(*2)は
払込保険料の **約58.0%** でした!!

(*1) 保険期間: 2023年10月1日～ 2024年9月30日

(*2) 年間払込保険料に対する配当金の割合です。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、更新時に継続加入をされない方は、
配当金をお受取りになれません。
上記数値は2024年度(*1)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するもの
ではありません。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険
制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じ
た保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、
お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、
更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているか
ご確認ください。

チェック欄

- ☐ 保障内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致して
いますか。

11ページ～14ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認
いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、15ページ～16ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に
関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に
保管してください。専用webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管して
ください。

制度の特徴

「団体生命保険」は、ルネサスグループの
役員・従業員およびそのご家族（配偶者さま・お子さま）だけの福利厚生制度です。

配当金について

2024年度（※1）の配当還元率（※2）は 払込保険料の **約58.0%** でした!!

（※1）保険期間：2023年10月1日～2024年9月30日

（※2）年間払込保険料に対する配当金の割合です。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。

脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、更新時に継続加入をされない方は、配当金をお受取りになりません。

上記数値は2024年度（※1）の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

Point

1

万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合、
保険金をお支払いする**1年更新**の保険です。

1年更新の保険ですので、**ライフステージ**の変化に合わせ、
毎年保障額の見直しができます。

（ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。）

Point

2

団体保険としての**割引**が適用されたお手頃な保険料で、
半年ごとに賞与から控除となる「半年一括払（6カ月分）」です。

Point

3

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金**を
お受取りになります。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、
更新時に継続加入をされない方は、配当金をお受取りになりません。

Point

4

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、15ページ～16ページの「正しく告知いただくために」
をご覧ください。

Point

5

**退職後も年齢70歳6カ月を迎えた保険期間の末日（9月30日）まで
継続加入可能！**

※ただし、退職時に、1年以上（※）継続して当制度に加入されていた方が対象です。
また、保障額には制限があります。

（※）過去に当制度を脱退されている場合、その脱退以前の加入期間を含みません。

退職後継続加入のしくみ

■退職事由は問いません。

■退職後に最初に到来する10月1日または4月1日
に退職後継続加入制度へ移行となります。

■保障額は、退職時に加入していた保障額と同額
もしくはそれ以下（ただし、本人は1,000万円が
限度、配偶者は500万円が限度）となります。

※詳細につきましては、6ページをご確認ください。

（例）40歳で加入し、45歳で退職した場合（ご本人さま）

保障額
6,000万円

*退職後に最初に到来する
10月1日または4月1日から。

1,000万円以下の保障額に減額*

40歳加入

45歳退職

70歳
6カ月

保険期間
末日（9月30日）

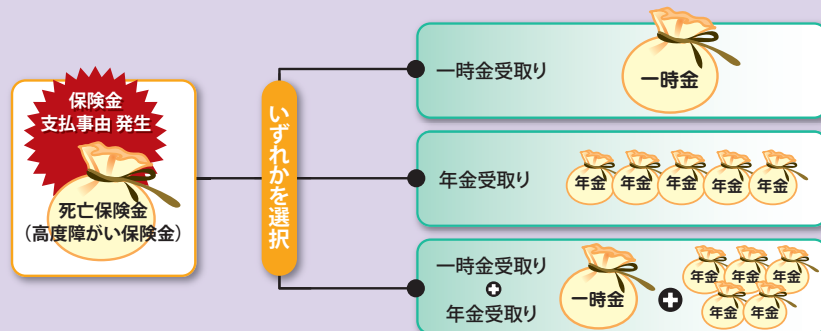
保険金の年金受取りが選択できます！

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※こども特約の保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

※詳細につきましては、7ページをご確認ください。

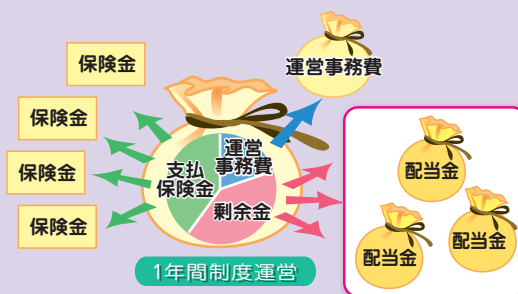


剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます！

①ご加入者（被保険者）から払込みいただいた保険料をまとめます。



②まとめた保険料から保険金をお支払いします。



③1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、更新時に継続加入されている方で按分し、配当金としてお支払いします。配当金は、この保険契約の保険期間中にすべてのご加入者（被保険者）に払込みいただいた保険料とお受取りになられた保険金、加入率（加入者数（被保険者数）を加入対象者数で除した数値（*））等、ならびに毎年引受保険会社各社の意思決定機関にて決定される配当率を基礎として、算出されます。

（*）加入者数（被保険者数）、加入対象者数には退職者・配偶者・こどもは含まれません。

※イラストはイメージです。剰余金や支払保険金等の分布割合は実際とは異なります。また、毎年変動します。

ご加入・増額のお申込みに際し告知いただく内容です

＜質問事項＞

【本人】

1. 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ですか。または、病気により就業制限を受けていますか。
（注）「就業制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
2. 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、（別表）記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありますか。

【配偶者・こども】

1. 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ですか。
（注）「治療」には、治療として行われた診察、指示・指導、および治療を兼ねた検査を含みます。また、「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
2. 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、（別表）記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありますか。

（別表）【本人・配偶者・こども共通】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知に関する詳細は、15ページ～16ページの「正しく告知いただくために」をご確認ください。

保障額と保険料

本人 男性の場合



対 象		本 人 (男 性)					
保険年齢	生年月日	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)					
		300 万円	600 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円
15歳～35歳	H2.4.2生～H23.4.1生	2,844	5,688	9,480	14,220	18,960	23,700
36歳～40歳	S60.4.2生～H2.4.1生	3,211	6,422	10,704	16,056	21,408	26,760
41歳～45歳	S55.4.2生～S60.4.1生	3,818	7,636	12,728	19,092	25,456	31,820
46歳～50歳	S50.4.2生～S55.4.1生	4,819	9,638	16,064	24,096	32,128	40,160
51歳～55歳	S45.4.2生～S50.4.1生	6,328	12,657	21,096	31,644	42,192	52,740
56歳～60歳	S40.4.2生～S45.4.1生	8,474	16,948	28,248	42,372	56,496	70,620
61歳～65歳	S35.4.2生～S40.4.1生	12,172	24,345	40,576	60,864	81,152	101,440
66歳～70歳	S30.4.2生～S35.4.1生	17,323	34,646	57,744			

- 毎年の更新日(10月1日)現在の年齢が60歳6カ月を超え、保険金額3,000万円超にご加入の方が、「申込書兼告知書」で3,000万円以下に減額されなかった場合、更新日付で自動的に保険金額3,000万円に一律減額となります。
- 毎年の更新日(10月1日)現在の年齢が65歳6カ月を超え、保険金額1,000万円超にご加入の方が、「申込書兼告知書」で1,000万円以下に減額されなかった場合、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に一律減額となります。

本人 女性の場合



対 象		本 人 (女 性)					
保険年齢	生年月日	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)					
		300 万円	600 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円
15歳～35歳	H2.4.2生～H23.4.1生	2,364	4,728	7,880	11,820	15,760	19,700
36歳～40歳	S60.4.2生～H2.4.1生	2,942	5,884	9,808	14,712	19,616	24,520
41歳～45歳	S55.4.2生～S60.4.1生	3,266	6,532	10,888	16,332	21,776	27,220
46歳～50歳	S50.4.2生～S55.4.1生	4,000	8,001	13,336	20,004	26,672	33,340
51歳～55歳	S45.4.2生～S50.4.1生	4,876	9,753	16,256	24,384	32,512	40,640
56歳～60歳	S40.4.2生～S45.4.1生	5,779	11,558	19,264	28,896	38,528	48,160
61歳～65歳	S35.4.2生～S40.4.1生	7,176	14,352	23,920	35,880	47,840	59,800
66歳～70歳	S30.4.2生～S35.4.1生	9,151	18,302	30,504			

- 毎年の更新日(10月1日)現在の年齢が60歳6カ月を超え、保険金額3,000万円超にご加入の方が、「申込書兼告知書」で3,000万円以下に減額されなかった場合、更新日付で自動的に保険金額3,000万円に一律減額となります。
- 毎年の更新日(10月1日)現在の年齢が65歳6カ月を超え、保険金額1,000万円超にご加入の方が、「申込書兼告知書」で1,000万円以下に減額されなかった場合、更新日付で自動的に保険金額1,000万円に一律減額となります。

こども



対 象		(保険料の単位: 円)	
保険年齢	生年月日	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	
		300 万円	400 万円
3歳～22歳	H15.4.2生～R5.4.1生	1,230	1,640

(保険料の単位：円)

3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円
28,440	33,180	37,920	42,660	47,400	52,140	56,880
32,112	37,464	42,816	48,168	53,520	58,872	64,224
38,184	44,548	50,912	57,276	63,640	70,004	76,368
48,192	56,224	64,256	72,288	80,320	88,352	96,384
63,288	73,836	84,384	94,932	105,480	116,028	126,576
84,744	98,868	112,992	127,116	141,240	155,364	169,488
121,728						

この年齢層の方の保障額は、3,000万円が加入限度となります。

この年齢層の方は、新規加入・増額のお申込みはできません。
また、継続して加入される方の保障額は1,000万円が加入限度となります。

配偶者（女性）				
300 万円	500 万円	700 万円	800 万円	1,000 万円
2,364	3,940	5,516	6,304	7,880
2,942	4,904	6,865	7,846	9,808
3,266	5,444	7,621	8,710	10,888
4,000	6,668	9,335	10,668	13,336
4,876	8,128	11,379	13,004	16,256
5,779	9,632	13,484	15,411	19,264
7,176	11,960	16,744	19,136	23,920
9,151	15,252	21,352	24,403	30,504

(保険料の単位：円)

3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円
23,640	27,580	31,520	35,460	39,400	43,340	47,280
29,424	34,328	39,232	44,136	49,040	53,944	58,848
32,664	38,108	43,552	48,996	54,440	59,884	65,328
40,008	46,676	53,344	60,012	66,680	73,348	80,016
48,768	56,896	65,024	73,152	81,280	89,408	97,536
57,792	67,424	77,056	86,688	96,320	105,952	115,584
71,760						

この年齢層の方の保障額は、3,000万円が加入限度となります。

この年齢層の方は、新規加入・増額のお申込みはできません。
また、継続して加入される方の保障額は1,000万円が加入限度となります。

配偶者（男性）				
300 万円	500 万円	700 万円	800 万円	1,000 万円
2,844	4,740	6,636	7,584	9,480
3,211	5,352	7,492	8,563	10,704
3,818	6,364	8,909	10,182	12,728
4,819	8,032	11,244	12,851	16,064
6,328	10,548	14,767	16,876	21,096
8,474	14,124	19,773	22,598	28,248
12,172	20,288	28,403	32,460	40,576
17,323	28,872	40,420	46,195	57,744

- 保険料は半年ごとに賞与から控除します。

2025年10月1日から2026年3月31日の確定保険料は2025年9月賞与で控除します。

2026年4月1日から2026年9月30日の確定保険料は2026年3月賞与で控除します。

- 退職者の保険料は半年ごとに所定の口座から振替えます。

- 退職者は、本人1,000万円、配偶者500万円の保険金額の上限があります。詳細は、6ページの【退職後の継続加入について】をご確認ください。

- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。確定保険料は、申込締切後に算出し、更新日（今回は2025年10月1日）から適用します。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。

- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

（例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。）

- ◆現在、上表以外の保険金額にご加入の方の保険料については、担当代理店までお問い合わせください。

Q1 医師の診査は必要ですか？

A1 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

ポイント1

ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額(ただし、制度上の加入限度額の範囲内)で継続して加入できます。

ポイント2

「申込書兼告知書」裏面の＜質問事項＞に対する答えが「はい」となる場合や、答えに迷われる場合は、別途「被保険者の告知書」を提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

例：【本人の場合】

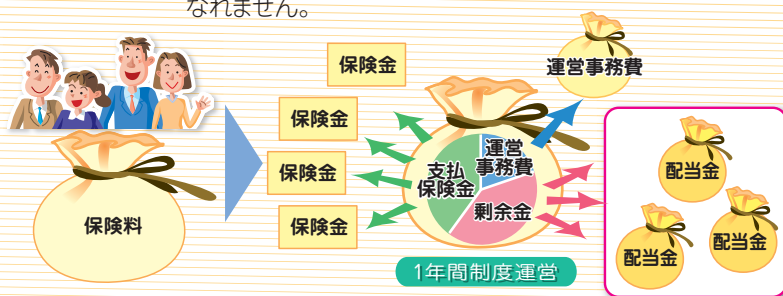
1. 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ですか。または、病気により就業制限を受けていますか。
(注)「就業制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
2. 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、(別表)記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありませんか。

(別表) がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

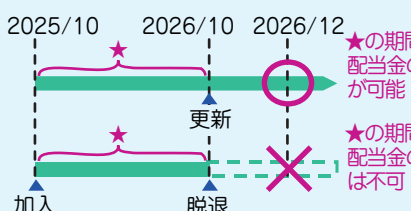
Q2 どういう時に配当金はもらえるの？

A2 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、更新時に継続加入をされない方は、配当金をお受取りになれません。



(例) 2025年10月1日付で加入された場合



①ご加入者(被保険者)から払込みいただいた保険料をまとめます。

②まとめた保険料から保険金をお支払いします。

③1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、更新時に継続加入されている方で按分し、配当金としてお支払いします。

配当金は、この保険契約の保険期間中にすべてのご加入者(被保険者)に払込みいただいた保険料とお受取りになられた保険金、加入率(加入者数(被保険者数)を加入対象者数で除した数値(*))等、ならびに毎年引受保険会社各社の意思決定機関にて決定される配当率を基礎として、算出されます。

(*)加入者数(被保険者数)、加入対象者数には退職者・配偶者・ごどもは含まれません。

※イラストはイメージです。

剰余金や支払保険金等の分布割合は実際とは異なります。また、毎年変動します。

Q3 退職後も継続して加入できるの？

A3 一定の条件を満たせば、退職後も継続して加入できます。

退職時の年齢に関係なく、退職時に、1年以上(*)継続して当制度に加入されていた方は、退職後、最初に到来する10月1日または4月1日から、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額(ただし、本人は1,000万円が限度、配偶者は500万円が限度)で、退職後も年齢70歳6カ月を迎えた保険期間の末日(9月30日)まで継続加入することができます。

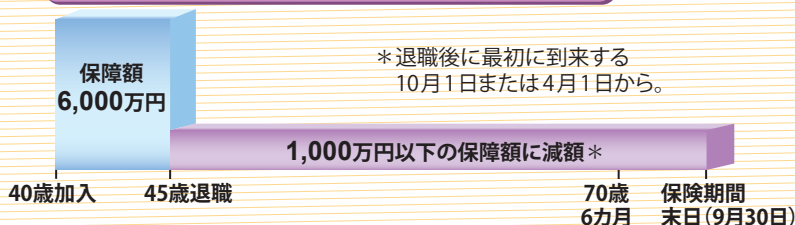
(*)過去に当制度を脱退されている場合、その脱退以前の加入期間を含みません。

※ごどもは本人が退職後に最初に到来する9月30日または3月31日まで継続加入することができます。

※配偶者が継続加入するためには、本人が退職後も継続して加入する必要があります。

※退職後、新規加入・増額はできません。

(例) 40歳で加入し、45歳で退職した場合(ご本人さま)



*退職後に最初に到来する
10月1日または4月1日から。

1,000万円以下の保障額に減額*

40歳加入 45歳退職

70歳6カ月 保険期間末日(9月30日)

取 扱 内 容

加入資格

以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分で確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日（2025年10月1日）現在の年齢です。

- 《本人》 役員・従業員（嘱託を含みます。）の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《配偶者》 役員・従業員（嘱託を含みます。）の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。
- 《子ども》 役員・従業員（嘱託を含みます。）の扶養する子ども（*）で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、保障額は同一となります。
（*）健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

- 本人：退職時の年齢に関係なく、退職時に、1年以上（※1）継続して当制度に加入されていた方は、退職後、最初に到来する10月1日または4月1日から保険金額1,000万円（※2）を上限として、年齢70歳6カ月を迎えた保険期間の末日（9月30日）まで継続加入できます。
更新日時点（毎年10月1日）で年齢70歳6カ月を超えた方は脱退となります。
 - 配偶者：本人退職時の年齢に関係なく、退職時に、1年以上（※1）継続して当制度に加入されていた方で本人が退職後も継続して加入する場合は、退職後、最初に到来する10月1日または4月1日から保険金額500万円（※2）を上限として、年齢70歳6カ月を迎えた保険期間の末日（9月30日）まで継続加入できます。
更新日時点（毎年10月1日）で年齢70歳6カ月を超えた方は脱退となります。
 - 子ども：本人が退職後も継続して加入する場合は、本人退職後、最初に到来する9月30日または3月31日まで継続加入できます。
- （※1）過去に当制度を脱退されている場合、その脱退以前の加入期間を含みません。
（※2）退職直前の加入保険金額もしくは上限額のいずれか低い金額を限度とし、新規加入・増額はできません。
限度額を超える保障額でご加入の場合は、退職後に最初に到来する10月1日または4月1日から自動的に減額となります。
- ご退職後継続して加入される場合、保険料は口座振替扱いとなります。（本人名義の金融機関口座のみの取扱いとなります。）
口座振替の際、事務費を保険料に加算して振替えさせていただきます。
事務費は、保険料口座振替のご案内、保険料口座振替、配当金の支払い通知やその振込み等に要する費用です。
詳細は、ご退職時の団体保険手続きの際にご案内いたします。

- ＜ご注意＞
- (1) ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
 - (2) 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。
（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
 - (3) 配偶者・子どものみで加入することはできません。
 - (4) 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - (5) 高度障がい保険金の支払いを受けた方は、新規加入する事はできません。
 - (6) 保険期間中の任意脱退は原則できません。
 - (7) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
 - (8) 本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

- 保険期間は効力発生日（2025年10月1日）～2026年9月30日までの1年間です。
以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料は返金します。
（例えば、7月24日に脱退された場合、7月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、8月1日以降分の保険料は返金します。）
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問い合わせください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、更新時に継続加入をされない方は、配当金をお受取りになれません。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。（原則二親等以内の方。）
- 配偶者・子どもの死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの高度障がい保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。

取扱内容

● 税務上のお取り扱い

<保険料>

- 主契約およびこども特約の実質保険料（年間払込保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、日本生命のホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当団体生命保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体生命保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

- 死亡保険金
《 本人 》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・こども》 本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

<年金>

- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

$$\text{※必要経費} = \frac{\text{年金年額}}{(\text{除配当金})} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$$

税務の取り扱い等について、2024年11月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取り扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取り扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

● 保険金の年金受取り

- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※こども特約の保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡した場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型・ 通増型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り (6カ月ごと) ③年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率（*）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
（*）利率は金融情勢等により変動することがあります。

- ※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円未満での設定はできません。

● 保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（*1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（*2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

- （*1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
（*2）対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

● 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

● 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。

- ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
- ・ 保険契約者・被保険者の故意。
- ・ 保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
- ・ 戦争その他の変乱。(※2)

【高度障がい保険金】

● 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎります。

(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

● 告知義務違反による解除の場合

ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

● 詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

● 不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

● 保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

● 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

(※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。

(※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

お申込み手続き

「申込書兼告知書」が配付されていない方は、専用webサイトからお申込みください。

- 新規に加入される方は、「申込書兼告知書」をパンフレット19ページ記載の担当代理店へご提出ください。
また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合、および死亡保険金受取人を複数名指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
 - すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
 - その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
 - 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
- (注)当「申込書兼告知書」は3枚複写となっております。1・2枚目に押印のうえ提出いただき、3枚目は本人控として保管してください。

「申込書兼告知書」記入例

団体生命保険

1 ニッセイ用
No.

申 込 書 兼 告 知 書

日本生命保険相互会社 行

ルネサスエレクトロニクス株式会社

団体コード		事業所・所属コード		従業員番号		申込日(告知日)		申込締切日		効力発生日	
26		31		45		55		60		70	
5:0:1:0:1:0:0:0:0:0:0:1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:0:0:1:2:3:4:5:6:7		0:0:0:0:0:0:0:1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:0:0:1:2:3:4:5:6:7		0:0:0:1:2:3:4:5:6:7		0:7:0:6:1:8		7:6:2:0		7:1:0:1	

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日	申込保険金額 (万円)	申込印 (告知印)
本人 (主たる被保険者)	ルネサス タロウ	男性	610120	5000	印
配偶者	ルネサス ハナコ	女性	031005	700	印
子ども	ルネサス イチロウ	男性	280910	400	印
					印
					印
					印

新規に加入する被保険者を複数名指定する場合は、氏名・続柄コードは該当の人数に記入してください。
※「死亡保険金受取人」欄にご提出ください。

氏名 (カタカナでご記入ください)	続柄コード	人数
本人の死亡保険金受取人	ルネサス ハナコ	1
配偶者の死亡保険金受取人	シュタルヒホケンシャ	1

氏名
(カタカナでご記入ください)
ルネサス
シュタルヒホケンシャ

告知欄	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめたうえ、以下の1または2に○印を記入してください。 ① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。 【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください)。】 ルネサス ハナコ
-----	--	---

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

新規に加入される方で、死亡保険金受取人を複数名指定される場合は、代表者1名分の氏名・続柄コードをご記入のうえ、人数欄には該当の人数をご記入ください。

※「死亡保険金受取人指定書」をあわせて
ご提出ください。

氏 名 (カタカナでご記入ください)	続柄 コード	人 数
ルネサス ハナコ	105106	12
シュタルヒホケンシャ	105106	11

【ご注意】

- 本人で以下に該当される方は、加入いただける保険金額に上限があります。
効力発生日(10月1日)現在の年齢が
 - ・60歳6カ月超の方は、保険金額3,000万円
 - ・65歳6カ月超の方は、保険金額1,000万円
 上限を超えて加入されている方は更新日付で上限額へ自動的に減額となります。

	チェック内容	チェック欄
①	この「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。	
②	従業員番号が印字されていない場合は、従業員番号をご記入ください。	
③	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
④	性別・年号を○印で囲み、生年月日をご記入ください。	
⑤	保険金額欄は3ページ～4ページの「保障額と保険料」からご選択のうえご記入ください。	
⑥	必ず押印してください。	
⑦	配偶者・子どもも申込みされる場合にご記入ください。(加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。)	
⑧	【新規に加入される方】 ・本人の死亡保険金受取人をご指定ください。氏名はカタカナでご記入のうえ、続柄コード(「申込書兼告知書」裏面を参照)と人数をご記入ください。 ・本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合、および死亡保険金受取人を複数名指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。 【すでに加入されている方】 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。	
⑨	・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の＜質問事項＞をご確認ください。 ・本人(主たる被保険者)が新規加入・増額の申込みをされる方の告知をとりまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。 [1に○印] 申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合 [2に○印※] 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合 ※【「はい」の答えがある申込者氏名】に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」をご提出ください。別途「被保険者の告知書」を提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。 「被保険者の告知書」は担当代理店までお問い合わせください。	
注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。	

団体生命保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

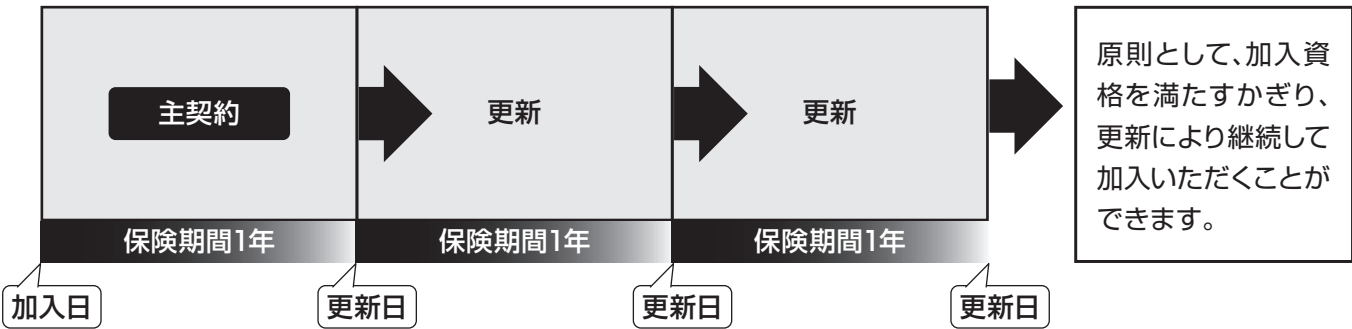
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

● 保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、3ページ～4ページをご確認ください。

● 保険期間

- 詳細は、6ページ「保険期間」をご確認ください。

● 加入資格

- 詳細は、6ページ「加入資格」をご確認ください。

● 受取人

- 詳細は、6ページ「受取人」をご確認ください。

● 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方や、更新時に継続加入をされない方は、配当金をお受取りになれません。
- 詳細は、6ページ「配当金」をご確認ください。

● 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

● 制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、17ページ「制度運営および引受保険会社」をご確認ください。

● ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、17ページに記載の「団体お問い合わせ先」までお問い合わせください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、17ページに記載の「日本生命お問い合わせ先」までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

● クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

● 告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（＊）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、15ページ～ 16ページの「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

● 責任開始期

- 引受保険会社にご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（＊）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

● 保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（＊）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日（＊）前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、8ページに記載しておりますのでご確認ください。

● この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、6ページに記載しておりますので、ご確認ください。

● 制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

● 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

● 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下の日本生命のホームページをご参照ください。

日本生命ホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

● ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、17ページに記載の「団体お問い合わせ先」までお問い合わせください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、17ページに記載の「日本生命お問い合わせ先」までご連絡ください。)
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために 団体定期保険

◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

1. 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2. 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えただけだけでは告知いただいたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された画面または書面（web申込画面または「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6. web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4. 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（※）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。
（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （※）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5. 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6. web 申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、およびweb申込画面または「申込書兼告知書」の裏面（※）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
（※）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力（記入）ください。
- 入力（記入）いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

【本人】

1. 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ですか。または、病気により就業制限を受けていますか。
（注）
「就業制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
2. 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、（別表）記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありますか。

【配偶者・子ども】

1. 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ですか。
（注）
「治療」には、治療として行われた診察、指示・指導、および治療を兼ねた検査を含みます。
また、「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
2. 申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、（別表）記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありますか。

（別表）[本人・配偶者・子ども共通]

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

（注1）以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2）「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印（告知印）」を押印のうえ、ご提出ください。）

（注3）新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力（記入）の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力（提出）された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

取扱内容

● 制度運営および引受保険会社

- 当制度はルネサスエレクトロニクス株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2024年11月8日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】	日本生命保険相互会社（62.5%）（事務幹事会社）	明治安田生命保険相互会社（21.0%）
	住友生命保険相互会社（11.0%）	三井住友海上あいおい生命保険株式会社（4.5%）
	SOMPOひまわり生命保険株式会社（1.0%）	

● 個人情報の取扱いに関するルネサスエレクトロニクス（株）と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、ルネサスエレクトロニクス（株）（以下、「団体」といいます。）を保険契約者、（株）日立保険サービス（以下、「事務委託会社」といいます。）を契約者の事務委託会社として、団体および団体の子会社（以下、「子会社」といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を事務委託会社に提供し、事務委託会社は個人情報をこの保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社、事務委託会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、「受取人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

ご相談窓口等

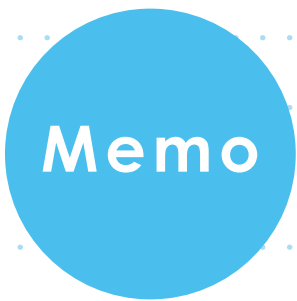
- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問い合わせください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

<団体お問い合わせ先> パンフレット19ページ記載の担当代理店へお問い合わせください。

<日本生命お問い合わせ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）
※お問い合わせの際には、記号証券番号（932-6338）をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12／31～1／3を除く。）】

◎「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



Memo

申込締切日 と 効力発生日

申込締切日	効力発生日
2025 年 6 月 20 日 (金)	2025 年 10 月 1 日 (水)

会社・事業所毎の提出先・締切日は社内通知をご確認ください。

「申込書兼告知書」提出先・お問い合わせ先

(株) 日立保険サービス

事業所名	所在地	電話番号
首都圏営業一部	東京都台東区東上野 2-16-1 上野イーストタワー	03-6284-3450
東北営業所	宮城県仙台市青葉区一番町 4-1-25 (JRE 東二番丁スクエア 7 階)	022-266-6921
勝田支社	茨城県ひたちなか市勝田中央 14-8 ひたちなか商工会議所会館	029-274-2543
関越営業所	群馬県高崎市西横手町 111 ルネサスエレクトロニクス(株)内	027-352-9009

NEC ファシリティーズ(株)

事業所名	所在地	電話番号
個人営業部(首都圏・その他)	東京都港区芝 2-22-12 NEC 第二別館 6F	ナビダイヤル 0570-200666
広域営業部(福岡・大分・山口)	福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-1 NEC 九州システムセンター 4F	096-285-9885
広域営業部(熊本)	熊本県熊本市中央区南熊本 1-9-25 MRR くまもと 2F	096-285-9885

三菱電機保険サービス(株)

事業所名	所在地	電話番号
首都圏営業課	東京都千代田区丸の内 2-1-1 (明治安田生命ビル7階)	03-5219-5511
西条出張所	愛媛県西条市ひうち 8-6 (ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株) ひうち寮 2 階)	0897-52-1814

2025 年 1 月末時点

<退職後継続加入者のみなさまへ>

上記は在職者の方の申込締切日・提出先・お問い合わせ先となりますので、退職者の方は、更新のご案内をご参照ください。